

●ISU の発表 (2003.03.14)

フィギュアスケートの暫定的・新ジャッジングシステム
背景と進行報告

国際スケート連盟 (ISU) はこの発表を通して、フィギュアスケートとアイスダンス、シンクロナイズドスケーティングの暫定的ジャッジングシステム、および提案された新ジャッジングシステムに関する当面の争点について話をする。

2002ISU 京都総会では、フィギュアスケートの暫定的ジャッジングシステムを採択し、現行のジャッジングシステムとしてすぐに用いるようにした。暫定的ジャッジングシステムの提案の中には、ジャッジに対する外部からの圧力を減らすために、審判団の中から決められた数のジャッジを秘密かつ無作為に選ぶことが要求されている。そのため、どのジャッジが競技の結果を成しているか誰にもわからない。後日、審判団すべてのジャッジの採点に異常がないかは分析され、それによって資格や責任を保証する。

2002ISU 京都総会ではまた、(将来実用する)新ジャッジングシステムを開発する【計画】を承認した。これは、選手のプログラムの各要素には同意された基準に基づく難しさの基礎価値が割り当てられていて、これと引き換えに得点が与えられ、累積されるジャッジングシステムである。

この発表は、ISU 加盟国や関係のあるメディアによって提起された争点だけでなく、関連した話題についても述べ、できる限り明らかにしていく。注意すべき点は、ISU 憲法 7 条 1 項 (a) に従えば、ISU 総会で決められたことが、すべての加盟国とその会員、役員、審判、選手を拘束することである。同じことは、国際的な問題に対する理事会の決定にも当てはまる。

下に取り組むべき争点の項目を並べ、質問や意見に答える。いくつかの説明は先の声明に含まれている。

争点:

私たちは暫定的ジャッジングシステムより「OBO 方式」の方が良いと考えていたし、これに戻すべきである。秘密性や匿名性はジャッジが公正であれば必要ではない。ジャッジは採点に責任を持ち、不正に対しては永久追放を含め、もっと処罰が与えられるべきである。

事実:

- OBO はジャッジングシステムではなく、単に結果を計算する方式である。(各選手の演技を他の選手と比較する、すなわち One By One。)暫定的ジャッジングシステムは、まだ OBO に基づいた計算方法を伴っている。
- カナダの緊急提案 No.29 は、ジャッジの匿名性を求める条項を含んでいた。これが総会で採択され、特別規定 382 条に加えられたのである。ISU は、2002-03、2003-04 シーズンの ISU 選手権大会でこれを尊重することが要求されている。フィギュアスケートのジャッジングの将来については 2004 総会で決められる。

- ジャッジの採点を明確に見分けることができる限り、外部からの圧力や影響によるリスクが不可避に存在する。圧力は、あるいはそれとなく、あるいは公然と加えられるかもしれないし、それに対する応答も、あるいは意識的に、あるいは無意識に行われるかもしれない。匿名にすることで、ジャッジが外部からの圧力の影響を受けるリスクを減らす。付け加えると、匿名性は提案が採択される条件であった。
- 責任と処罰の問題については、下でさらに議論する。

争点:

2002ISU 総会では、新ジャッジングシステムがさらに発展させるべき計画であると了解した。新ジャッジングシステムは、一般規定に加えられべきではないし、2004 総会までは国際競技会で使うべきでない。

事実:

- 京都総会に先立って ISU は、2002 年 5 月 13 日に通知 1160「2002ISU 総会－緊急問題」を発行した。これには緊急提案 No.4 が含まれていて、総会で提案された通りに承認されれば ISU 一般規定 121 条 3 項になると、はっきり示されている。緊急提案は一般規定の条項に関わり、連盟全体にとって極めて重要な問題であるため、総会で討論された。3 項 (p)には、特別かつ重要な権限が、ISU 理事会に与えられるとある。
- 6 月 3 日京都で、「緊急問題」を総会の議題に加えることが満場一致で受理された。
- 会期中の長い間、緊急提案 No.4 は議論され、討論され、投票され、そして承認されたのである(賛成 87、反対 16、欠席 7)。議題に書かれた提案に対して、どの加盟国からも修正案は提出されなかった。それゆえに、ISU 一般規定 121 条 3 項に書かれている文は、2002 年 5 月 13 日に提案され、後に総会によって総会の議題に加えられた文と全く同じである。
- 121 条 3 項は、将来の ISU の競技会に(技術的)規則を「そっくりそのまま」適用することを予定してはいない。理事会は適切な技術的規則と手順が確立された時に新ジャッジングシステムが受け入れられると宣言するだけ、ということをはっきり述べられている。ISU 一般規定には技術的規則を入れないので、ISU 特別規定がその目的をかなえる。適切で新しい技術的規則の下で実施するまでに、121 条 3 項からは多くの作業が考えられる。
- 121 条 3 項の規定は、これが【計画】という形をとる規則だということをはっきりさせている！ 条項(a)～(o)は開発と試験のために使う基準について言っている。条項(p)は、全体の概念と、新システムがISUの主な競技会で適用可能かどうかを決定する権限が理事会に与えられていることについて易しく言っている。従って緊急提案 No.4 は、フィギュアスケートの適切で新しい技術的な採点の規則を確立させ、試験する【計画】について言っている。この概念の要点は、総会の審議の間、会長によって繰り返し述べられた。
- 難題であるにもかかわらず、献身的なフィギュアスケートの専門家による熱心な仕事の結果、【計画】は発展、試験され、121 条 3 項で予想された通り、たいへん満足のいく、励みになる結果が得られた。

- 緊急提案 No.4、No.29 は共に、民主的に自由に議論され、それから投票された。総会は両方の提案を、投票の過半数の支持を得て承認した。結果として、これらが ISU 全体を拘束するようになったのである。2004 総会を除いて、ISU のどの組織もこの決定を変えることはできない。これらの提案が、総会の決定によって破棄されることなく、加盟国や審判に反対されたり、即座に変更することを要求されたりし続けることは、完全に間違っている。ジャッジを秘密かつ無作為に抽出するという暫定的システムの原則を、修正する提案が考慮されることは、次の総会までない。
- ISU 理事会は、システムが十分に出来上がり、選手権大会で常時用いることを考慮に入れた長期にわたる正式な決定のためには、意味のある適用(すなわち、平行した試験だけでなく、活きた試験)が必要だと認め、2003-04 のグランプリ大会とグランプリファイナルで新ジャッジングシステムを実施しようとするだろう。
- ISU は、新ジャッジングシステムを使ってグランプリ大会の結果を決める可能性を期待して、新ジャッジングシステムに基づいた国際審判を訓練するための豊富なプログラムを企画している。プログラムの題材は、自習用の教材も含め、2003-04 シーズンが始まる前に開かれる地域ごとのセミナーで用意されている。
- 訓練を受けるジャッジの選出は、公平に地域を代表していることをもちろん考慮に入れる。加盟国に候補者の推薦を要請する通知を準備中である。しかしながら、121 条 3 項(b)で予定されているような、「資格があり地理的な地域を代表している国際審判のリスト」は徐々にしか出来ない。それゆえ、2003-04 シーズンのグランプリ大会のジャッジを指名することについては現在の基準に従い、審判団の構成や選出の「無作為抽出」はまだ行わないことを見込まれている。そうした資格のある国際審判のリストから無作為に抽出することは、十分な数のジャッジが訓練されて初めて、すなわち、オランダ・シエベニンゲンの 2004 総会の後、2004-05 シーズンに実施できる。
- 各選手の演技に対する採点結果を発行するシステムは検討中である。この目的は、演技の要素がどう判定されたか(何点を与えられたか)を選手に知らせるためである。これによって、選手やコーチはジャッジの判定を解釈することができ、また統計を将来の練習に役立てることができるだろう。
- しかし、2003-04 シーズンのグランプリ大会を含め、すべての ISU の競技会で使用する際は、(f)項を含めた 121 条 3 項の主な基準を重視しなければならない。この条項は、どのジャッジの点数が結果を成すかを定めるために、秘密かつ無作為に抽出することを要請している。従って、ジャッジの点数は、どのジャッジのものか明らかにならない方法で表示しなければならない。
- 2004 総会の議題として、研究や実地試験、試合への適用に基づいて考え出された技術的規則を、それぞれ特別規定に加えることが提案されるだろう。

争点:

新ジャッジングシステムは、スピードスケートのメンバーによって総会で押し通された。

事実:

- 緊急提案 No.4 は、フィギュアスケートのメンバーの 77%に支持された。

争点:

暫定的ジャッジングシステムの下で、誰がどの点数を付けたか誰にもわからなければ、ジャッジは無責任である。

事実:

- 2002ISU 総会では、フィギュアスケート加盟国のうち 39 が、ジャッジの匿名性を採用することに賛成した。この方法に反対したフィギュアスケート加盟国は 8 カ国だけだった。
- 点数・順位に対する評価の過程は以前よりも厳しいものである。点数の分析は、以前が 1 度だけなのに対して、今季は 3 度行われている。
- 点数・順位の許容範囲は、今は試合後のイベントレビューミーティングで行われる集団討論によって決められる。以前はレフェリーによる決定だけだった。
- もし採点がイベントレビューミーティングで同意された許容範囲を超えているとわかれば、そのジャッジは明らかにされ、説明するよう求められるだろう。いったん ISU 規定に従ってしかるべき手続きがとられれば、ジャッジは将来の試合でジャッジとして選ばれることがないかもしれない。
- (競技前、競技中、そして競技後も)匿名にすることで、ジャッジが外部からの圧力の影響を受けるリスクを減らす。
- 以前のジャッジングシステムと評価の方法では、何年もの間繰り返し起こったジャッジングの問題、その最たるものが 2002 オリンピックのペア競技を取り巻いた論争であるが、これらを防ぐには不十分であることがわかった。

争点:

不適切な判定や倫理的な違反を取り除くことについて、ISU は本気でない。なぜなら、十分な処罰が与えられていないからだ。

事実:

- ISU 加盟国の役員やメディアの解説者による論評は、2002 年 6 月に京都で開かれた ISU 総会で提案され、独立した倫理委員会を設置することに決まった。ISU はこの機会にもう一度、この問題について正確に報告する。
- 一週間に及んだ総会のそれぞれで、(フィギュアスケート、スピードスケート合わせて)73 の加盟国から提案されたものは、議題として印刷、提案され、代表によって討論され、採択または否決されている。京都でアメリカフィギュアスケート協会 (USFSA) によって提案された緊急提案 No.1 と No.10 は、本質的には、いかなる「倫理違反」に対しても永久追放を認めることを提案するものだった。詳細の説明と討論の後、この提案は加盟国と USFSA から十分な支持がなく、検討から取り下げることを決めたのは確かだ。

- 総会の議長は、「倫理違反」についての定義で受け入れることのできるものを決めようと、そのためのグループを編成することを提案した。この用語は USFSA の緊急提案で使われていたものだが、単独では用いられないものである。どういものが「規則違反」になるのか、定義を適切に明確にしていなかったため、提案はあいまいで、適用の仕方しだいだと考えられた。それでもなお、USFSA の提案や他の同様の提案、そしてこれに続く討論は、主観的な問題を考えるのに大変役立った。
- 現在 ISU の各競技はそれぞれに ISU 憲法、一般規定、特別規定のとても詳しい条項があり、運営を決める規則が入っている。これらは試合の運営や審判、選手の行いを管理するものだと、広く ISU 加盟国に知られている。これらの規則は、誠実な人が常に忠実に従えば、スポーツをするのに、スケートを倫理的に運営するには充分だろう。これらの規定は、アイススケートの国際競技会における誠実さを守ることを目標として、ISU の 110 年を超える歴史の中で改正されてきた。しかしこの間に、経済的な意義やスケートの人気が劇的に増大し、不幸にも、目的のためには規則を無視するものもいた。
- そうした定義が、新しい不正の定義や、「倫理違反」の定義も含めて ISU 憲法、一般・特別規定のすべての条項を強いる力を特別の規律委員会の編成と同じように、総会による管理規則となることは明らかだろう。
- 「倫理」や組織の規律を改善することに関する活動は、2002 京都総会で全会一致の承認によって権限を与えられた構造改革のための事業に統合されている。承認された ISU 理事会の決議は、国際スケート連盟の内部を深いところから再構築する過程を見ている。ISU 役員と ISU 加盟国の代表者からなる構造改革委員会が活動を始めており、倫理違反の分野を含めた特別勧告が 2004 ISU 総会に提出されるだろう。
- ISU 通知 1197 の条項には、不十分な採点や不正採点に対する、より積極的な解決法がある。
- 新ジャッジングシステムに関しては、121 条 3 項 (n) が他の条項を含んでおり、結果としてこれが、不十分な採点や不正採点に対する、より積極的な解決法になるだろう。すなわち、明らかな異常や繰り返された異常の原因となるジャッジについては、決議された日から最小で 2 年、ISU においてそのジャッジの資格を停止する。
- ISU 理事会は基準を設けて処罰をさらに重くすることに反対していないし、関連する法規上の手続きははっきり定義されている。2004 ISU 総会では、検討すべき提案として特別な基準が提出されると予想される。

争点:

ISU の決定は独裁的で、反対の声は押し出されている。

事実:

- ISU は民主的な組織で、ISU の全加盟国による総会と、11 の異なる国から選ばれた 11 人の理事によって管理されている。

- 総会の提案についての討論は、倫理についてのものも含めてすべて公開され、民主的な方法で行われた。京都で初めて、出席したメディアがそうした討論をテレビを通じて生で見ることができた。
- いったん ISU 総会で決定されれば、それはすべての加盟国とその会員、役員、選手を拘束し、尊重され、従わなければならない (ISU 憲法 7 条 1 項 (a))。同じことが、国際的な問題に対する理事会の決定にも当てはまる。
- ISU 会長、理事、技術委員、控訴委員を推薦された候補者から選ぶことは、確立された国際原理に基づく ISU 規定に従って、無記名の投票によって行われる。
- 2002 ISU 総会の代表は、改革に賛成するか、改革を支持する人々に賛成するという票決をはっきりと行った。
- 2002 年の候補者には、以前と同じように、少しの差で勝った者もいれば負けた者もいた。その中には他の役職に就こうと考えない者もいた。これは選挙において自然なことである。
- 2002 ISU 総会では、バランスのとれた数の ISU 役員と ISU 加盟国の代表からなり、ISU の将来の最もふさわしい構造について検討する構造改革委員会の設置を承認した。
- 構造改革委員会は、2004 ISU 総会に先立つ理事会で勧告を出す予定になっている。

最後に、今季の ISU の競技会で公に行われているシステムである暫定的ジャッジングシステムと、新ジャッジングシステムで行われた試験はともに、今のところ肯定的な結果を得ていることを ISU は断言できる。